

岩手県監査委員告示第10号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年3月4日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見  
岩手県監査委員 高 橋 昌 造  
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎  
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局農政部一関農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月22日及び23日

イ 本監査実施日 平成25年7月17日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、委託期間終了後に変更契約しているものが2件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託事業について、所属内の会計事務自己点検において、進捗状況を確認し、再発防止に努める。

2（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月8日及び9日

イ 本監査実施日 平成25年7月17日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、56,500円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より少なく支給していた1件、56,500円については、平成25年5月31日に追給処理を完了した。 異動に伴う住居の状況について、移転後の住居確認を徹底し、再発防止に努める。

3（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局水産部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月25日

イ 本監査実施日 平成25年7月30日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給していないものが1件、6,512円、扶養親族の年齢及び移転を証明する書類を添付せずに支給しているものが3件、84,944円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	赴任旅費の支給漏れ1件6,512円について、平成25年7月31日に支給処理した。 また、扶養親族の転入証明書の作成漏れ3件は、作成し添付した。

なお、前年度の監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。

今後は、旅費支給事務について、複数の職員のチェック体制により行い、再発防止に努める。

4(1) 監査対象機関名 県北広域振興局農政部

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月15日及び16日

イ 本監査実施日 平成25年7月25日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
報償費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、70,200円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	報償費の支出について、今後は、事業の進捗状況の把握と業務完了後の速やかな履行確認により、遅滞なく支出事務手続が行われるよう、相互確認を行い、再発防止に努める。